

## 委任契約書

習志野市立袖ヶ浦西小学校 PTA（以下「甲」という）と、習志野市立袖ヶ浦西小学校（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して、次の通り委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち、次の行為を委任し、乙はこれを受諾する。

（1）会費の集金

（2）関連文書の配布、収集

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部もしくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（報酬）

第3条 この委任契約に関して、乙に名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧させ、書写させ又は譲渡してはならない。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、当年度の3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかにおいても、1か月以上前に相手に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

（補足）

第6条 この契約に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

委任者（甲）習志野市立袖ヶ浦西小学校 PTA

会長 佐藤友枝



受任者（乙）習志野市立袖ヶ浦西小学校

校長 徳武義裕

